

令和2年6月10日

第27回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年6月10日（水曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所浪岡庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年6月10日（水曜日） 午後1時52分

4. 議案

- 議案第139号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第140号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第141号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第142号 農用地利用集積計画の決定について  
 議案第143号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）  
 議案第144号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について  
 議案第145号 令和2年度東青地区農業委員会大会への提出要望について  
 議案第146号 令和2年度東青地区農業委員会大会スローガンについて

- 報告第94号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について  
 報告第95号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第96号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	4 番 大 柳 壽 憲
5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志	8 番 窪 寺 洋 志
10 番 齊 藤 光 朗	11 番 佐 藤 紘 一	12 番 澤 田 今日一
13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ	15 番 西 澤 清 光
16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身	18 番 福 田 公 夫
19 番 安 田 昌 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

3 番 一 戸 昭 憲	9 番 高 坂 繁 光	
-------------	-------------	--

7. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	永 澤 治	事 務 局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	櫻 田 正
主 査	佐 々 木 伸 哉	主 査	工 藤 武

## 8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として、先月に引き続き農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

### ○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、第27回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

### ○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中16名が出席しております。以上でございます。

### ○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。5番鎌田清勝委員、7番工藤隆志委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

### ○各委員

(異議なし)

### ○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

### ○各委員

(異議なしの声)

### ○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第139号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が3件及び賃借権設定が6件、合計9件でございます。個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。申請事由としては、譲渡人又は貸主につきましては、労力不足などの理由で、譲受人又は借主につきましては、自作地の拡張などの理由となります。なお、賃借権178番につきましては、新規就農者でございます。

これらにつきましては、いずれも農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付しております調査書等のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

4ページ目の賃借権178番を審議しますが、申請者は、新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議お願いいたします。

では、申請者であるジャパンアップル株式会社を入场させていただきます。

(ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏、 ●●●●氏 入场)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それではまず、法人名、自己の役職及び氏名、法人の目的とこの法人が申請に至った理由等をお願いいたします。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

ジャパンアップル株式会社代表取締役の岸田と申します。今回私どもが申請に至った理由としては、私ども、株式会社日本農業、輸出会社の社員として、これまで日本農業はアジア圏に日本の青果物、特にりんごを多く輸出して参りました。

その中で、どんどん輸出していく中でより生産量を増やしていくためには、ということに対して、それこそ丸葉栽培等々にも取り組んだのですが、丸葉栽培もとても素晴らしいものではあるものの、多くの工程や技術が必要で、その中で課題、生産管理や人材育成の課題にぶち当たったという経緯があります。

その際に、イタリアや長野県で今話題に上がっている高密植栽培というものが行われているこ

とに辿り着きまして、その可能性を探るために約2年半、弘前市でりんごをやってらっしゃる株式会社 RED APPLE さんのもとで勉強させていただきまして、0.7町歩の高密植栽培を自社で栽培しまして、今回その結果を踏まえて高密植栽培というところを開けていくというような形で新法人を立ち上げるに至りました。

これを進めるにあたって、RED APPLE さんをはじめ地元の方々のみなさまのご指導を仰ぎながら、青森県のりんご産業を今後より生産を増加していく、ないしは海外に対して販路を拡大していく、そのために我々としては尽力していきたいと考えております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、法人としてこれからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

よろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、質問、意見のある委員は述べてください。

はい、齊藤委員。

○10番（齊藤光朗委員）

10番齊藤ですけれども、私はこちらにいる若い方の●●さんとは、農業委員会を通して農業委員とちょっと話を聞きたいという事で、去年、何時間か話をしてほしい話はわかっているのです。

○ジャパンアップル株式会社 ●●●●氏

ご紹介がありました●●と申します、日本農業の。

○10番（齊藤光朗委員）

今でました日本農業と新しく作ったジャパンアップル、それから RED APPLE 赤石農業さんですか、この3つの会社のあらましをもう少し皆さんに正確にお話していただければ。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

改めまして、私、株式会社日本農業の岸田と申しまして、日本農業は日本の青果物の中でも特にりんごを東南アジア、例えば、タイ、インドネシア、香港、マレーシア、フィリピン、台湾、そういった国に輸出している輸出会社になります。ただ輸出するだけではなくて、株式会社日本農業は生産まで行っておりまして、それこそ自社で青果の生産も行っていたという、いわゆる販売

から生産まで一気通貫で行っていた会社になります。

その中で RED APPLE さんは、我々はやっぱり餅は餅屋ですので、生産というのは本当に奥が深いものですし、我々に顧問として生産のノウハウ、やり方、それこそ農業の現場というところを教えていただいた生産顧問としていらっしゃいます。昨年度、高密度植栽培というのを RED APPLE さんと共同で、弘前の三和で 7 反歩、共同実験として行いました。その結果をもとに、我々日本農業としましては、生産から販売まで一気通貫でやっているのですが、農地を持つとか、農地所有適格法人になるためには、日本農業単体だとできないところもありまして、この度その背景を踏まえて生産に特化した農業法人を立ち上げる必要があります、ジャパンアップル株式会社が今後生産をどんどん広げていくという役割を担って、この度私はこの場に立たせていただいているというような関係性になります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10 番（齊藤光朗委員）

今回は 2 町歩という面積を借りるというやり方なのですが、だいたい田んぼでいけば貸し借りはけっこうあるのですが、りんご畑でいくと売買がだいたい主流だと思うのですが、将来は持ってやるのかと。

今は 2 町歩くらいですけど、今後 2 年、5 年と近い将来の栽培面積の目標をお知らせください。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

1 つ目に関しては、賃借と売買に関しては、基本的には売買でお話を進めていきたいと思っています。その理由としましては、りんごというのは一度植えたら 20 年以上やっていくものですし、賃借という形だと基本的には 20 年以上やると考えたときに、売買の方が極めて費用対効果はあるかなと思っていて、なおかつこの土地でずっとやっていくという意味合いも含めて、地権者の方とのお話合いで、我々としては売買でやっていこうと考えております。

その中で、今後生産の目標としましては、今回 2 町歩という形で農業計画の中には申請させていただいているのですが、来年の春に関しては 8.2 町歩の高密度植栽培を定植する予定でございます。その後 2、3 年に関しましてはもちろんその借入の計画にも応じるのですが、およそ 8.2 町歩、その翌年には 11 町歩、その翌年には 14 町歩、という形で、今後 3 年間で 30 町歩から 40 町歩くらいの面積を計画させていただいているという形になります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10 番（齊藤光朗委員）

最後に 2 つなのですけれども、まずりんご農家で一番困っているのは、担い手不足はどこも同じなのですけれども、作業するスタッフというか肉体労働者というか、それをどのように確保していくのか。

それと、一般法人が農地を持てるようになったのはここ最近ですけれども、我々農家として一番懸念するのは、会社は利益を追求している組織なわけで、やる前からこんなこと言ったらあれなのですけれども、もし撤退するとかいろんなことがあって、そんな場合放置されてしまうと一番困るわけです。そこは条件にはなっていないにしても、もし最悪の場合、ちゃんと作ってくれる人を見つけるとか、伐採伐根して更地にして撤収していくとか。その 2 つをお聞かせ下さい。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

まず 1 つ目に、人の確保に関しては、今我々、株式会社日本農業として大鰐ないし弘前でりんご屋というか選果場を営んでおります。こちらが 3 月くらいまで稼働するのですけれども、それでほしい 40、50 人くらいのスタッフがいるのですね。それがやっぱり 4 月から職がないので、基本的には 3 月を季節労働の終わりとして、また来年度よろしくお願ひします、という形で終らせていただいていたのですけれども、生産が始まった場合には、4 月から仕事があるので、1 つ目の答えとしては選果場と生産での通年雇用という形を考えております。2 つ目に弘前大学の学生さんのグループが 90 名ほどいまして、実際に我々が畑をやっている人が足りないときは、この方々にいついつ来て下さいと言うと来るので、この方々にお手伝いいただいで一緒にやれるかなと思っています。これが 1 つ目の人の確保という点ですね。

2 つ目に関して、基本的にこの答えは本当に難しいとは思いますが、我々は前提としてまず失敗するつもりは無いですし、もし仮に失敗したとしても骨を埋める覚悟でやりますので、撤退は全然考えておりません。ただ、もちろんその中で仮に上手くいかなかった時にどうするか、伐採伐根してその土地をどうするかみたいなのも含めて資金使途は考えておりますし、それも含めて出来るだけランニングコストを抑えるためにも補助金等もとって、余剰金も蓄えていこうと考えておりますし、基本的には撤退はしません。ただ撤退したとしても迷惑をかけるようはしませんし、基本撤退はしませんという形ですね。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見はございませんか。

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷といいます。よろしくお願ひします。今日は大変ご苦勞様でございます。5 点程、細かい話で申し訳ないのですけれども、5 点程お伺ひしたいと思ひます。

まず 1 点目でございますが、今回借用しようとしている農地、現況はなんなのか、どういう状

況なのか。

それから 2 点目は、高密度植栽培をしようということですが、どのような栽培方法なのか、これを教えていただきたい。丸葉栽培とどのような違いがあるのか。

3 点目、1 年目の実施するトレリス施工、この内容がどのような内容なのか。

それから 4 点目は、りんご栽培において初年目土壌改良、非常に重要だと思いますが、どのような土壌改良行うのか。

それから 5 点目、雇用労賃の労働時間、毎年違うようですがその理由。なぜ毎年雇用時間違うのかその理由。

以上、まず 5 点お知らせ願えればと思います。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

まず 1 つ目の現状の農地の状態ですが、基本的には荷越沢周辺の更地になります。りんごは一切植えられていない状態。何もない状態のものを今、賃借ないし売買という形で地権者の方々とお話をさせていただいております。

2 つ目に高密度植栽培とは何かということなのですが、通常はりんごの慣行栽培といたしまして丸葉栽培といたしまして、それこそ 1 つの木の太さがこれくらい、みなさんご存じの太い木です。これが特徴としては、反収でいうともちろん技術にもよるのですが、1 反歩平均 2 トンとされているのに対して、高密度植栽培は 1 反歩 6 トン獲れるという形、約 3 倍収量が上がる。つまりその栽培的な生産効率がいいというのが 1 つ目です。

2 つ目に丸葉栽培、毎年花芽を付けていくためには基本的にはせん定という技術が、みなさん釈迦に説法ではございますが、必要かと思うのですが、このせん定という技術が高密度植栽培だとほとんどなくなります。その理由としましては、せん定を行うことで花芽の調整をするのですが、高密度植栽培だったら枝を下垂誘引といたしまして、木に対して出てきた枝を下に引っ張ると生殖成長、栄養成長と書いているのですが、木の栄養が生殖成長といたしまして、翌年花芽をつけましょう、という方向にもっていくのです。ですので、基本的にせん定はせずに出てきた枝を下に引っ張っていくという作業を繰り返してやっければ、翌年花芽がなるということで、せん定が下垂誘引という形の極力シンプルな作業になるということが技術のハードルが下がるという 2 点目ですね。ですので、1 つ目が反収 2 トンから 6 トンになるという形で生産効率が上がる。生産の技術ハードルがせん定から下垂誘引という形で下がる。これが 2 つ目です。

3 つ目、トレリス施工に関しては、トレリスが基本的に果樹棚ですね。それこそ 5m 間隔の支柱を立てていって、それを線をつないで台風が来ても倒れないような強度設計のものをトレリスの果樹棚として作るということになります。これなぜ必要かという、高密度植栽培は植栽間隔でいうと、すみません、これも特徴として申し遅れたのですが、通常の丸葉栽培だったら大体 4m 間隔で植えるのに対して、高密度植栽培だと 80cm の植栽間隔で植えていきます。地面下に関してはおよそ 20cm から 10cm しか植えなくて、そのため、果樹の苗木自体がトレリスに対してもたれかからないと、1 本 1 本がもたないのですよ。ですので、果樹棚の設計というのが、非常に台風

や風害に対して重要で、そういう面でトレリス設計というのをしっかりやる必要がある。果樹棚を作るための施工になりますね。これが3つ目ですね。

4つ目の土壌改良に関しては、今3つ考えておりまして、1つ目が、荷越沢は少し傾斜がこういう形なので、トレリス設計をするために土地の勾配をブルドーザーでならずというのが1つ目で考えております。2つ目に、それをやったあとに、おそらく山、シラス地層等が出てくると思うので、そこに対して堆肥、緑肥をまず2ヶ月間くらいやって土壌改良をやろうと思っています。3つ目にその中でも水はけが悪いところに関しては、暗渠を通していくという形で土壌改良は考えております。

最後、なぜ年間の労働時間が変動していくのかという事に関しては、基本的にりんごは年数が経てば経つほど、りんごもなってきますし、やる事も木の年数が経過すればするほど増えていくので、そのために労働時間が増えていくということと、先ほど申し上げたように、1町歩ずつ増やしていくので、その意味合いでやる事が増えていくという点ですね。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。他に質問、意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

大変ありがとうございました。わい化でしょうか、高密植栽培というのは。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

基本的にわい化で、わい化より植栽間隔を短くしたものです。

○1番（秋谷進委員）

そうですね。非常にわかりやすい説明でありがとうございました。1つ、今後の検討課題みたいな感じで考えてもらえればいいのですけれども、りんご共済。災害にあいますのでその辺も今後検討していただければと思っております。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏

ぜひとも。

○1番（秋谷進委員）

大変ありがとうございました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

無いようですので、それでは、ジャパンアップル株式会社さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏  
ありがとうございました。

(ジャパンアップル株式会社 代表取締役 岸田賢氏、 ●●●●氏 退場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
それでは本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。  
質問、意見ございませんか。

○各委員  
(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
それでは本案について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
異議なしと認め、許可することに決定いたします。  
次に、議案第 140 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局  
説明させていただきます。本案は、浪岡地区の非線引き都市計画区域内における自己所有農地の農地転用許可申請 1 件でございます。

それでは、今回の転用案件につきまして、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 140 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 7 番案内略図①と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が都市計画図、4 ページ目が申請地周辺図、これは位置図です。5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が配置図、7 ページが建物の各階平面図、8 ページが

建物の立面図、9 ページ目が土地の登記簿謄本でございます。

議案第 140 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、都市計画法上の用途地域、これは第二種住居地域です。その区域内に存する農地であるため、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地と判断されますと、原則許可できるものとされておりまして。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目及び建築物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。  
質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 141 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 1 件、賃借権設定に関する許可申請が 1 件、合計 2 件でございます。申請は、青森地区の市街化調整区域内におけるものと、浪岡地区の非線引都市計画区域内におけるものでございます。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 141 号関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。申請番号 51 番案内略図②と記

載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局にある地図、5 ページ目が平面図、6 ページ目が建物の各階平面図、7 ページ目が建物の立面図、8 ページ目が土地の登記簿謄本、9 ページ目が開発許可申請書の写しでございます。開発許可申請は今年の 5 月 25 日にて申請済でございます。

議案第 141 号関係資料 1 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思えます。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、支所機能を有する東岳コミュニティセンターから概ね 300m 以内の区域に存する農地であるため、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地と判断されますと、原則許可できるものとされています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおりに、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続きまして、右上に議案第 141 号関係資料 2 と記載している資料をご覧ください。申請番号 52 番案内略図③と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が都市計画図、4 ページ目が案内図、これは位置図でございます。5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が土地利用計画図、7 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。8 ページ目が土地の登記簿謄本、9 ページ目から 11 ページ目までが法人の登記簿謄本でございます。

議案第 141 号関係資料 2 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思えます。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、都市計画法上の用途地域、これは第一種住居地域でございます。この区域内に存する農地であるため、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地と判断されますと、原則許可できるものとされています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおりに、①から⑦までの項目及び建築物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷です。申請番号 52 番の株式会社エーアイサインがそこを取得する予定みたいですが、この買おうとしている農地、農地転用しようとしている農地とこの会社どれくらい離れているのか。距離、その辺少し分かればお知らせ願いたいと思います。

○事務局

直接測ってはおりませんが、4 ページの案内図から見て、ここを右側に行きますと国道 7 号線のバイパスにぶつかります。そのバイパスから少し北側に行くと、道の駅の方になるのですが、その道の駅に向かう途中の右側、バイパスの右側にエーアイサインという会社がございますので、およそはだいたい 1 km 以内では往復可能かと考えます。以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。他に質問、意見ございませんか。

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 142 号、143 号及び 144 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転に関するものが 2 件、利用権設定が 4 件の合計 6 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 10 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、8 ページ目から 10 ページ目までの議案第 143 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。

また、11 ページ目の議案第 144 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の

設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。件数は1件でございます。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。  
質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。  
次に、議案第145号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（事務局 議案のみ朗読）

○事務局

それではまず、使用する資料ですが、表紙に議案第145号～第146号関係資料一覧表と記載された資料をご覧ください。議案第145号の令和2年度東青地区農業委員会大会等要望案については、5月29日を締切りとして委員の皆さんから案を募集いたしましたところ、秋谷委員より提案が1件ございましたことから、委員の皆さんにご審議いただきたいと思っております。

本日、皆様にご審議いただき、青森市としての要望案が決定すれば、来月以降に開催予定の東青地区農業委員会連絡協議会の運営協議会において、東青地区各町村からの要望案と併せて協議されることとなります。

その後、東青地区農業委員会大会での提案・決議を経て、県、東青地域県民局との意見交換会、さらには、県選出国會議員への要望活動を行う予定としているところですが、7月29日に開催予定の東青地区農業委員会大会については、予定していた開催環境では新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が十分に取れず、また、県内の他地区大会もコロナにより取り止めとなったことなどから、現在中止の方向で調整中であり、東青地区農業委員会連絡協議会にて、決定がなされ

ることになります。

それでは、要望案の説明に入ります。資料1ページをご覧ください。要望案1「新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援について」ですが、秋谷進委員からの提案で、要望先としては、国、県でございます。

要望内容の概要は私からご説明させていただきます。このたびの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言によって、飲食店等の休業や外出行動目標も自粛が強く要請されてきたところですが、その後緊急事態宣言は全面解除されましたが、農作物の販売低迷や、観光農業等への参加が大きく減少すると見込まれます。観光農業等は、食育や農業経営に付加価値を与える取組としても重要な役割を果たしております。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対する支援策としては、前年の総売上からの減少分に給付金が支給される持続化給付金のほか、様々な支援策が措置されておりますが、経済活動の再開に伴い、第2波、第3波の感染拡大も考えられ、終息までは長期化が懸念されることから、青森市農業委員会の要望として、国、県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中であっても、影響を受ける農業者、農業法人等が農業経営を継続できるよう支援策の継続、拡充を行うよう要望するものでございます。

提案理由については、提案者である秋谷委員からご説明をお願いいたします。

#### ○1番（秋谷進委員）

今、事務局の方から説明がありました。要望ですね、新型コロナウイルス感染対策関連で何か要望した方がいいのではないかと提案をいたしましたところ、事務局の方で非常に良くこういった形でまとめていただきました。まだ影響が出ていないのですけれども、今後影響が出てきた場合に農業経営の将来に向けた不安を解消するために、何らかの支援策を講ずるべきじゃないかという要望です。非常に事務局の方に上手くまとめていただきました。以上です。

#### ○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは秋谷委員の要望に対して、これより本案について審議します。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

#### ○各委員

（意見なし）

#### ○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
異議なしと認め、この要望案のとおり提出することを決定いたします。  
次に、議案第 146 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局  
資料の 2 ページをご覧ください。東青地区農業委員会大会のスローガンについても要望と同じく、東青地区各町村から出されたものを東青地区運営協議会において何本かを選び、東青大会に提案することになります。

スローガンにつきましては、委員の皆さんから案を募集した結果、提案がございませんでしたので、事務局案となります。ただし、先ほども説明しましたとおり東青地区農業委員会大会の中止が検討されておりますので、開催されることになった場合の案として、青森市からは、本案のとおり 2 本を提案したいと考えております。事務局からの説明は以上です。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
これより、本案について審議します。質問、意見のある委員は述べてください。  
はい、秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)  
1 番秋谷です。スローガンの①でございます。「市町村と連携し」とありますが、「市町村・関係機関」とつけた方がいいのかなと。というのは、農協とか土地改良区とか関係機関出てくるかなという感じしますので、「市町村・関係機関」と入れた方がいいのではないかとこの事で提案いたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)  
事務局、いかがですか。

○事務局次長  
事務局としては、今の秋谷委員のご意見、委員の皆様のご了解が取れば、そのように「市町村・関係機関」という表現に直したいと思っております。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、このスローガン案と事務局の補足を加えて提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、このスローガン案のとおり提出することを決定いたします。

次に、報告第 94 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 95 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 8 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 96 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 2 件でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他何かございますか。

（次回の月例総会は 7 月 10 日（金）午後 1 時から浪岡庁舎で開催予定の連絡）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これを持ちまして、第 27 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。